

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 1,217,988	千円 218,872	千円 122,956	% 10.1	% 10.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	15	千円 61,244	千円 15,279	千円 23,967	千円 100,490	千円 6,699

(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円 6,668
--

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- ・給料等の減額措置の状況については以下のとおりです。(平成23年4月1日現在)
○ 一般職員 管理職手当 5~3%削減

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮城県	47.2 歳	396,131 円	613,833 円
都道府県平均	45.6 歳	364,247 円	554,946 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局 (工業用水道事業)		宮城県 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(22年度)	1,712 千円	1人当たり平均支給額(22年度)	1,691 千円
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

宮城県企業局 (工業用水道事業)		宮城県 (一般行政職)	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分 30.55 月分	勤続20年	23.5 月分 30.55 月分
勤続25年	33.5 月分 41.34 月分	勤続25年	33.5 月分 41.34 月分
勤続35年	47.5 月分 59.28 月分	勤続35年	47.5 月分 59.28 月分
最高限度額	59.28 月分 59.28 月分	最高限度額	59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
1人当たり平均支給額	- 千円 - 千円	1人当たり平均支給額	4,177 千円 26,655 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		2,443 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		174,520 円	
	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
仙台市	4.5 %	12 人	4.5 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	2 人	1.5 %

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	5 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	2,275 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	14.3 %		
手当の種類(手当数)	4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場等作業手当	公営事業課、水道経営管理室、水道事務所に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	日額350円
用地買収等業務手当	用地買収業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	日額750円~950円
有害物等取扱手当	水道事務所に勤務する職員	毒劇物の発生を伴う業務等	日額300円
災害応急作業等手当	水道事務所に勤務する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業	日額350円~910円

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	7,227 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	556 千円
支給実績(21年度決算)	3,964 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	264 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		568 千円	567,532 円
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円) *扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		2,142 千円	214,200 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 3 県の職員宿舎等に入居している者には支給しない	同じ		537 千円	268,500 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合 55,000円+(55,000円を超える額/2)で65,000円を限度 2 自動車等の利用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～24,500円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,200円～33,000円	同じ		2,199 千円	169,146 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円	同じ		67 千円	67,000 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給対象地域に在勤する職員に対し、地域の区分及び世帯等の区分に応じ支給 支給額 月額7,360円～26,380円	同じ		102 千円	51,000 円